



## 中間報告書

令和6年5月27日

いわき市水道事業管理者  
山田 誠 様

### 設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会

委員長	緑川 猛彦
職務代理者	磯崎 泰三
委員	佐藤 二三男
委員	白田 真一
委員	金子 一平
委員	小林 幹世

設計単価に誤りがあったにもかかわらず、落札者が最低制限価格と同額で落札した「平下平窪配水管（第106-49号外）改良工事」について、「設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会設置要綱」第2条に基づき、委員会がこれまで実施した関係者からの聞き取り等の事実確認の結果について、次のとおり報告する。

## 1 事実確認を行った事案の経過

### (1) 工事概要

工事名 : 平下平窪配水管 (第 106-49 号外) 改良工事  
工事場所 : いわき市平下平窪三丁目 地内  
入札日 : 令和 6 年 1 月 18 日 (木) 13 時 30 分  
契約日 : 令和 6 年 1 月 23 日 (火)

### (2) 入札結果

予定価格 : 56,298,000 円  
最低制限価格 : 50,707,453 円  
落札額 : 50,707,453 円 (税込み)  
応札者 : 17 者 (参加希望者 20 者、内辞退 2 者・入札無効 1 者)  
※正しい単価であった場合、他の事業者が落札していた。

### (3) 発覚の経緯

2 月 14 日 (水) 14 時頃、当該工事の情報開示請求により金入り設計書を入手した事業者から設計に誤りがあるのではないかと情報提供があり、設計内容を確認した結果、次のとおり令和 4 年度の単価を使用していた誤りが判明した。

- ・汚泥処理単価  
(誤) 20,000 円/t ⇒ (正) 22,000 円/t
- ・汚泥溶出試験費  
(誤) 30,000 円/工事 ⇒ (正) 40,000 円/工事

○最低制限価格(誤) 50,707,453 円 (税抜 46,097,685 円)  
最低制限価格(正) 50,770,031 円 (税抜 46,154,574 円) 差額 62,578 円

### (4) 契約解除等

当該工事の落札者とは 2 月 29 日付で契約を解除し、令和 5 年度における工事の執行を中止した。

## 2 調査の経過

### (1) 落札事業者に対する調査確認

- ・対象：1者
- ・日程：令和6年4月8日(月)
- ・場所：落札事業者事務所内
- ・委員：磯崎委員、佐藤委員、白田委員
- ・内容：積算の状況や単価誤りの原因等、委員の聞き取りによる調査確認及び積算システム（パソコン）の確認

### (2) 事業者に対する調査確認

- ・対象：19者（本工事に参加を希望した落札事業者を除く全事業者、辞退事業者も含む）
- ・日程：令和6年4月9日(火)から4月15日(月)まで
- ・内容：積算の状況等、アンケートによる調査確認（回答18者）

### (3) 職員に対する調査確認

- ・対象：17者
- ・日程：令和6年4月4日(木)及び4月5日(金)
- ・場所：水道局東分庁舎西会議室
- ・委員：次のとおり

日程		委員	対象
4月4日(木)	午前	磯崎委員、白田委員、小林委員	4名
	午後	緑川委員長、金子委員、小林委員	5名
4月5日(金)	午前	磯崎委員、佐藤委員、白田委員	4名
	午後	緑川委員長、磯崎委員、佐藤委員	4名

- ・内容：設計書の管理状況等、委員の聞き取りによる調査確認

### (4) 追加の聞き取り調査

- ・対象：8者
- ・日程：令和6年5月8日(水)、5月9日(木)及び5月20日(月)
- ・場所：水道局東分庁舎西会議室
- ・委員：次のとおり

日程		委員	対象
5月8日(水)	午前	緑川委員長、佐藤委員、小林委員	3名
5月9日(木)	午後	緑川委員長、磯崎委員、白田委員	3名
5月20日(月)	午前	磯崎委員、佐藤委員、金子委員	1名

- ・内容：調査確認の結果において新たに疑義が生じたものや積算の状況等、委員の聞き取りによる調査確認
- ・その他：小林委員による電話での聞き取り調査 1名

(5) 聞き取り調査の結果に基づく資料等の確認

- ・日 程：令和6年5月22日(水)
- ・場 所：水道局東分庁舎西会議室
- ・委 員：全委員
- ・内 容：調査確認の取りまとめ

【参考】

(1) 委員会

- 第1回：令和6年3月29日(金) 水道局第1会議室  
・委員会の概要説明及び調査確認の実施や今後の取り組み等の確認
- 第2回：令和6年4月19日(金) 水道局東分庁舎西会議室  
・調査確認の結果及び今後の進め方の確認
- 第3回：令和6年5月27日(月) 水道局東分庁舎西会議室  
・報告書(案)の審議及び今後の改善措置等検討のスケジュール確認

○委員

氏 名	所 属 等
委 員 長 緑川猛彦	福島工業高等専門学校 都市システム工学科教授
職務代理者 磯崎泰三	弁護士 磯崎法律事務所代表
委 員 佐藤二三男	総務部職員課人材育成改革推進担当 法令遵守推進員 R6 総務部人事課
委 員 白田真一	総務部工事検査課 技術職育成支援マネージャー
委 員 金子一平	財政部契約課 課長
委 員 秋山弓子 小林幹世	水道局総務課 人材育成・防災力向上担当課長 R6 水道局総務課 課長補佐

\*事務局は、財政部契約課、水道局総務課の合同で担う。

(2) 体制

職員は、今回の事務に関わった職員を除き、入札契約、工事検査、コンプライアンス等の観点から、また、第三者の視点を加えた調査とすべき法律、入札契約等の分野に係る外部有識者の参画を得て、体制を構築している。

### 3 まとめ

当委員会では、「なぜこのような事案が生じたのか」を大きく二つの視点から検証した。一つは、水道局が算出した最低制限価格と同額で入札することができるのかという点、もう一つは、最低制限価格等の情報漏洩があったのかという点についてである。

#### (1) 水道局が算出した最低制限価格と同額で入札することができるのか

地方公共団体が契約を締結する場合には、地方自治法において、「契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」とされている。その例外規定として、昭和 38 年の地方自治法の改正に伴い、新たに最低制限価格制度が設けられ、「工事又は製造の請負」に適用されたが、品質確保及びダンピング受注防止の観点から、平成 14 年の地方自治法施行令の改正により、工事及び製造の請負以外の請負についても適用されることとなった。

しかし、最低制限価格の範囲等について特段定められたものはなく、地方公共団体が独自に基準を設定することとなることから、いわき市では、平成 20 年度以降から中央公共工事契約制度運用連絡協議会が決定する低入札価格調査基準(中央公契連モデル)を参考に、工事等の最低制限価格の算定式及び設定範囲を設定し、平成 21 年度からはホームページで公表しているところである。

いわき市における「最低制限価格」の算出方法は、請負工事費を構成する各費目のうち、「①直接工事費」、「②共通仮設費」、「③現場管理費」及び「④一般管理費等」を基に算出するが、令和 5 年 4 月 1 日以降の入札公告等分からは、令和 4 年度まで行っていた最低制限価格に一定の範囲内で調整を加える運用を廃止しており、予定価格が正確に算出できれば、おのずと最低制限価格は 1 円単位まで算出できる。

#### 【令和 5 年度における工事に係る最低制限価格の算出方法】

<b>&lt;設定基準&gt;</b>	
○次に掲げる額（それぞれ 1 円未満切り捨て）の合計額	
直接工事費	× 97%
共通仮設費	× 90%
現場管理費	× 90%
一般管理費等	× 68%
<b>&lt;設定範囲&gt;</b>	
○予定価格の 85～92%	
算定額がこの範囲を上回った場合は範囲の上限値を、 下回った場合は範囲の下限値を最低制限価格等とする。	

次に、予定価格については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）において適正な金額での契約締結が、また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）では、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられている。

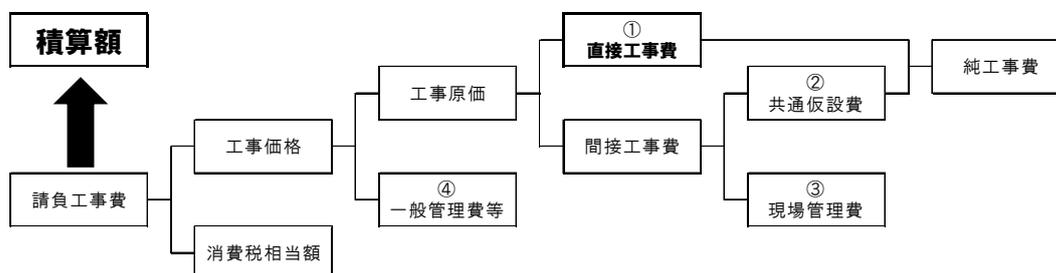
これらを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定により変更）において、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこととされており、これらを踏まえ、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 26 年 10 月 22 日付通知）により、適正な積算に基づく設計金額の一部を予定価格の設定段階で控除するいわゆる「歩切り※1」については厳に行わないこと、予定価格の設定について必要に応じた見直しを行うことが要請され、いわき市においても適正に対応したところである。

※1 「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」とされ、例えば、慣例により設計書の金額から一定額を減額して予定価格を決定する、または、事務の効率化のため設計書の金額の端数を切り下げて予定価格を決定するといったものである。

また、積算にあたっては、水道局では「水道施設積算基準」「水道局設計積算資材単価表」等をホームページで公表するとともに、これまでは見積提出者等に不利益を与えるおそれがあることなどから非公表としてきた建設工事及び建設工事に関する測量・調査・設計等の委託に係る見積設計単価について、積算の透明性、客観性向上のため、令和 5 年 4 月 1 日から、決定した見積設計単価等を設計図書の一部として、入札閲覧時に原則公表としている。更に、一部非公開となる単価（産業廃棄物処分料、物価資料により決定した単価、単独見積により決定した単価等）についても、契約後の行政情報開示請求等により知り得ることができている状況にある。

積算にあたり購入する設計図書や図面等の書類には、必要となる資材等の名称・規格、数量、明細単価番号、建設副産物処理料金に関する中間処理施設名等、積算に必要なものが記載されていることから、事業者が、水道局が算出した積算額（設計金額）に近い金額を算出することが容易になったと考えられる。

## 【設計金額の算出方法】



- ①直接工事費 : 材料費、労務費、機械経費 など
- ②共通仮設費 : 運搬費、準備費、安全費 など
- ③現場管理費 : 労務管理費、保険費、法定福利費 など
- ④一般管理費等 : 役員報酬、退職金、福利厚生費 など

今回の「平下平窪配水管（第106-49号外）改良工事」等の配管工事は、「水道施設積算基準」によると、「直接工事費」は、歩掛について、原則として実務必携の水道施設整備費に係る歩掛表「第一編 請負工事標準歩掛」、「第二編 参考資料」に基づき積算するものとし、これにより難しい工種については、県土木積算によるものとするとしている。また、「諸経費の取扱い」となる共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率については実務必携「開削工事及び小口径推進工事等」によるとされ、諸経費にかかる率の補正等が必要な場合に行うとされている。

このため、今回の請負工事費は、直接工事費を基本として、各々の率により算出した共通仮設費、現場管理費、一般管理費を合算し積算することになる。

民間積算システムの普及や見積設計単価の公表等により、水道局が算出した積算額（設計金額）に近い金額を算出することが容易になっており、この額に、ホームページで公表している最低制限価格の算定式及び設定範囲を参考に最低制限価格を算出することは可能である。さらに、令和5年4月1日以降の入札公告等分からは、それまで行っていた最低制限価格に調整を加える運用を廃止しており、正確に設計金額が算出できれば、理論上、最低制限価格は1円単位まで合致することとなる。

また、複数の事業者が同じ積算システムを利用しており、事業者間の入札額が同額となる可能性も十分にある。

現在のように、歩掛、設計単価などの多くが公表され、民間積算システムの精度が上がっている状況において、水道局が算出した最低制限価格と同額で入札することは可能であると、委員会では判断した。

## (2) 最低制限価格等の情報漏洩があったのか

(設計単価に誤りがあったにもかかわらずなぜ同額となったのか)

水道局が行った設計担当者及び落札事業者に対する事実確認の結果、設計担当者は、「工事の積算に当たっては、水道局所管の積算システムを使用しており、積算システムで採用される単価等は毎月自動更新されるものであるが、今回、誤りがあった単価等については、見積りにより手計算で算出し、入力する必要があった。しかしながら、当該工事の積算において、本来、令和5年度の単価で入力すべきところを、令和4年度に発注した他の工事設計書等を基に作業をしていたため、令和4年度の単価のまま積算してしまった。」とのことである。一方、落札事業者は、「民間の積算システムを導入し使用していた。当該単価は、積算システムに無い見積り単価であるため、その都度手計算で積算システムに入力する必要があったが、誤って令和4年度の資料を参考に入力してしまった。」とのことである。委員会において積算システム等の確認を行うとともに、設計担当者及び落札事業者に対し、改めて聞き取り調査を行ったが、同様の回答であった。

最低制限価格と同額での入札は、上記(1)のとおり、民間の積算システムの普及と見積設計単価の公表等により、設計金額や最低制限価格を算出しやすく、同額抽選が多発する現状では、情報漏洩等の不正があったかどうかの判別は難しいものの、水道局が誤って算出した最低制限価格と同額で落札されていたということは、やはり不自然であると考ええる。

また、関係者延べ45者への聞き取り調査等の結果、今回の事案について、水道局職員が情報を漏洩していたという事実は確認できなかったものの、事業者からは、過去において情報漏洩等の噂を聞いたという回答があった。

職員が予定価格や最低制限価格などの秘密情報の漏洩等を行った事実が認定されれば、職員はもちろん情報を入手した事業者も、法の下、何らかの処分を受けることとなる。

これまで、当委員会でできうる限りの調査は行ってきたものの、委員会での調査確認には限界があることから、捜査機関への相談が必要であると判断する。

なお、当委員会が行った調査確認の内容は、今後の捜査においても有用なものとなり得ると判断されることから、現時点での公表等はお控えいただきたい。

## 4 今後の取り組み

当委員会は、「平下平窪配水管（第106-49号外）改良工事」において、設計単価に誤りがあったにもかかわらず、落札者が最低制限価格と同額で落札した案件について、事実確認等の必要な調査を実施し、改善措置等を検討するため設置されている。

今後は、これまで行った聞き取り調査や水道局職員に対して行ったアンケート調査の結果を参考に、改善措置の検討を進めて参りたい。